

別紙 1

自動車エコ事業所の認定基準

認定基準は、次表に掲げる各取組に対する戦略推進点の合計が4点以上とする。

	取組	戦略推進点	
必須項目 (必ず1取組以上実施することを認定要件とする。)	エコカー導入	エコカー割合4割以上	1
		エコカー台数10台以上かつ エコカー割合6割以上	2
		エコカー台数10台以上かつ エコカー割合9割以上	3
	公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関(送迎用バスを含む。)、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅(停留所)から1km以内の事業所 概ね10割 ・主要な公共交通機関の駅(停留所)から2km以内の事業所 7割以上 ・主要な公共交通機関の駅(停留所)から2km超の事業所 5割以上	1
	エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合 5割以上	1
	グリーン配送制度導入	導入及び実施	1
	パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	1～5台	1
		6～10台	2
		11台以上	3
	サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1
		11～20台	2
		21台以上	3
	一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	1～9基	1
		10～29基	2
		30基以上	3
	EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	1台	1
		2台	2
3台以上		3	

	CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	非常用電源設備としての充給電設備の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	1台	1
		2台	2
		3台以上	3
任意項目	再生可能エネルギーの活用	太陽光発電設備の導入	1
		EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入	1
		ソーラーカーポートなど、再生可能エネルギーの活用に資する取組	1
	非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
上記以外の取組 （物流事業所の共同輸配送への取組など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～ 3	

備考1 エコカーとは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車及び平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆）かつ平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車（登録車）のことをいう。

2 グリーン配送とは、購入した物品をエコカー等環境への負荷の少ない自動車を使用して納入させることをいう。

3 駐車場・駐輪場の提供の場合は、原則として無償提供している事業所を対象とする。